ご相談ください。

ふれあい福祉相談

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ　ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986　※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 （どんな相談でも）	毎週月～金曜	8：30 ～ 17：00
ボランティア相談 （活動希望・援助依頼等）		
自立支援・家計相談		

※各相談について、電話による相談も可。

※税金相談・法律相談・不動産相談・障害児者相談・保険年金相談・女性相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間中止します。

障害者虐待防止相談

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ　竹原市障害者虐待防止センター
☎ 24-6007

人権相談

・みんなの人権 110 番　☎ 0570-003-110
・子どもの人権 110 番　☎ 0120-007-110
・女性の人権ホットライン　☎ 0570-070-810
受付時間　平日　8 時 30 分～ 17 時 15 分
インターネット人権相談に関してはこちら➡

高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金	8：30 ～ 17：00（ふくしの駅）

※上記以外は転送電話にて対応します。
※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止しています。

問い合わせ　地域包括支援センター　☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所　ふれあい館ひろしま（中央 2-4-3）

問い合わせ
いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時　毎月第２水曜日　10 時～ 15 時 30 分

場所　人権センター１階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申込

申し込み・問い合わせ　呉年金事務所　☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）９時～ 17 時

場所　県庁農林庁舎１階（広島市中区基町 10 番 52 号）

問い合わせ　広島県生活センター　☎ 082-223-8811

行政相談　国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ　入駒 智子（忠海東町）　☎ 26-0235
北嵐 浩（塩町）　☎ 24-6760

18 歳から大人に！民法改正で変わること、変わらないこと

令和４年４月１日から、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、この時点で 18 歳、19 歳の人は一斉に新成人となります。

未成年者は、社会経験が不十分で判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ずに様々な契約ができるようになります。

●「18 歳から」に変わること

○親の同意なしでの契約（携帯電話の契約、クレジットカードをつくる、ローンを組む、一人暮らしの部屋を借りる
○公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格の取得
○結婚（男女とも 18 歳）

●「20 歳のまま」で変わらないこと

○飲酒・喫煙
○競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル
○国民年金保険料の納付義務

【成年に達したばかりの若者が狙われる】

成年に達すると、消費者被害を防ぐための未成年者取消権が使えなくなり、18 歳が悪質商法のターゲットになることが懸念されています。

現在もスマホやＳＮＳの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚で社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く、今後より一層の注意が必要です。

おかしいな、困ったなと思ったら、**消費生活相談室**（☎２２－６９６５）にご相談ださい。

市民人権標語　**義務教育学校５年生の作品**　助け合い　みんなの心で　１つの輪

「無戸籍」問題を考える
～出生届のことで悩んでいませんか～

〇「無戸籍」とは

日本では子どもが生まれた場合、法律に基づいて出生の届出をすることにより、その子の戸籍が作られます。戸籍は、人が、いつ誰の子として生まれ、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの親族的身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

出生の届出がされない場合、その子の戸籍がつくられず、「無戸籍」の状態となります。そのため、その子の母や父が誰であるかといった親族的身分関係やその子が日本人であることを証明することができなくなるほか、行政上のサービスを十分に受けられないなど、社会生活上の不利益を被るおそれがあります。

〇無戸籍の現状と背景

法務省は、平成26年９月から無戸籍者に関する情報の把握・集約を開始しました。令和元年６月現在において、累計で2,407人の無戸籍者が把握されており、そのうち1,577人、65％の方が無戸籍の状態を解消されています。一方、無戸籍状態が解消されていない方は830人、このほかにも把握されていない潜在的な無戸籍者がいると考えられています。

無戸籍となる原因の多くは、（元）夫との婚姻中または離婚後300日以内に子どもを出産した場合に、その子どもの実父が（元）夫でなかったときに、民法772条の規定により戸籍上（元）夫の子どもと推定されることを避けるためや、（元）夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由で出生届が提出されないことがわかっています。また、配偶者からの暴力（ＤＶ）被害といった問題が背景にあることも多く、無戸籍の状態の解消をさらに困難なものにしています。

無戸籍解消のためには裁判手続によらなければならない場合も多く、精神的な不安や弁護士費用等経済的な理由から手続を躊躇するケースもあります。

〇まずはご相談ください

出生届を提出することにより、子どもは戸籍に記載されるとともに住民票にも記載される規定になっています。出生の届出ができず、戸籍・住民票が無いことや、学校へ通学できない、健康保険への加入ができない等、社会生活が困難な状況で悩んでいる人はいませんか。

戸籍がない場合でも、一定の要件を満たしていれば、住民票の記載や健康保険への加入など各種行政サービスを受けられる場合があります。

また、法務省及び文部科学省を含む関係省庁においては、無戸籍者が適切な手続きにより戸籍に記載されるための支援や、戸籍や住民票の有無に関わらず就学を受けられる支援等を行っています。

無戸籍者の存在については、行政だけでは確認できない問題です。決してあきらめず、まずは市民課市民係へご相談ください。

問い合わせ
市民課市民係
☎２２－７７３４

竹原市交通安全標語決定！

【竹原市長賞】
『渡る人　いる時止まろう　横断歩道』祐本 剛輝 さん（賀茂川中学校２年）
【竹原警察署長賞】
『よそ見した　その一秒が　命とり』本間 咲希 さん（竹原西小学校６年）
【竹原地区交通安全協会長賞】
『あぶないよ　あおりうんてん　やめようね』谷本 悠陽 さん（忠海小学校３年）

竹原市長賞の作品は、国道４３２号の東野町交通安全懸垂塔に年間を通じて掲示します。
たくさんのご応募ありがとうございました。

問い合わせ　危機管理課　☎２２－２２８３